

「1者応札・1者応募に係る改善方策」について

平成21年7月
独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人水産総合研究センターでは、随意契約見直し計画の推進を図り、競争性のない随意契約について契約方法の見直しを行い、一般競争入札等の競争性のある契約方法への移行を推進してきたところである。

その一方、一般競争入札や企画競争を実施した結果、1者応札・1者応募となっている事例も生じている。これは、一般競争入札等に付したものの、業務の特殊性等により参入者が限られ、競争性を十分に確保することが困難なこともその一因になっていると考えられる。

独立行政法人水産総合研究センターとしても、こうした事態を回避し実質的な競争性を確保するため、以下のとおり改善方策を定めて取り組むこととし、ここに公表することといたします。

1. 1者応札・1者応募の要因別類型

業務の実施に特殊性・専門性が求められるもの（履行に特殊な知識、能力を要する業務で、対応可能な者が限られているもの）

業務の実施が特定の時期・特定の装備を有する船舶に限定されるもの（特定の時期において、特定の装備を有する船舶に限定する用船契約等で、対応可能な者が限られているもの）

参加可能な者が少数のもの（調達対象に地域性があつたり、特殊な業務であるなどにより対応可能な者が限られているもの）

2. 改善方策

公告期間等の十分な確保

公告期間を十分に確保するとともに、入札等に参加するための要件とされている必要書類の提出に係る期間についても十分に確保する。

情報提供の拡充

入札公告等については、掲示板、ホームページ、官報等で行っているが、より多くの者が容易に入札公告等を閲覧できるよう、ホームページの掲載方法を改善するとともに、調達予定情報についても定期的にホームページに掲載するなど、より多くの者が入札等に参加できるよう早期の情報提供に努める。また、調達予定情報を関係機関等にも提供し、より広く情報が伝わるよう努める。

業務内容の明確化

極めて専門性の高い研究開発等の調査研究業務については、仕様書等において業務内容をより明確に記載することにより、入札等に必要な情報の適切な提供に努める。

業務準備期間の十分な確保

設備管理や研究機器・システム等の保守業務の入札等については、円滑な業務の引継、準備が行えるよう落札決定から業務開始日までの期間が十分に確保されるよう留意する。

1者応札・1者応募となった案件については、入札説明書を受領した者や問い合わせのあった者に競争参加の妨げとなっている点等の改善に向けた意見を求め、実行可能なものについては、積極的に対応する。